判決年月日	平成24年11月15日	担	知的財産高等裁判所	第3部
事件番号	平成23年(行ケ)10326号	当 部		

○運動靴の甲の側面に付された本件商標から、4本の細長いストライプではなく、それらの間に存在する空白部分を3本のストライプと認識する場合などがあり、3本のストライプから著名なアディダスのスリーストライプ商標を想起するから、単に本件商標と引用各商標との外観上の類否を論ずるだけでは足りず、本件商標と引用商標(アディダスの著名商標)との構成態様より受ける印象及び両商標が使用される指定商品の取引の実情等を総合勘案すると、本件商標を指定商品「履物、運動用特殊靴」に使用したときは、その取引者、需要者において、当該商品がアディダスの業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとした事例。

(関連条文) 商標法4条1項15号

審決は、本件商標と引用商標とは、十分に区別し得る別異の商標であるから、被告が本件商標を指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者をして、引用商標を連想又は想起させるとは認められず、商品の出所について混同を生じさせるおそれはないから、本件商標の登録は、商標法4条1項15号に違反してされたということはできないなどとして、無効審判請求を不成立とした。

本判決は、指定商品「履物、運動用特殊靴」に属する運動靴においては、靴の甲の側面に商標を付す表示態様が多く採用され、商標の上下両端部における構成が視認しにくく、4本線の部分とそれらの間に存在する3つの空白部分につき4本線か3本線かが紛れる場合があると認定した上、運動靴の甲の側面に付された本件商標に接した取引者、需要者は、本件商標から、4本の細長いストライプではなく、それらの間に存在する空白部分を3本のストライプと認識する場合などがあるから、単に本件商標と引用商標との外観上の類否を論ずるだけでは足りず、本件商標と引用商標(アディダスの著名商標)との構成態様より受ける印象及び両商標が使用される指定商品の取引の実情等を総合勘案すると、本件商標を指定商品「履物、運動用特殊靴」に使用したときは、その取引者、需要者において、当該商品がアディダスの業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとして、審決を取り消した。